

## ↳ 駐車場の貸付けと消費税

**Q** : 私は、空地を区画割り（線引き）し、駐車スペースとして賃貸する予定ですが、このような場合の貸付けは、消費税法上、土地の貸付けとして非課税になりますか？

**A** : 駐車場の貸付けとして、課税取引になります。

### 【解説】

消費税は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、土地の譲渡及び貸付けには課されませんが、その土地の貸付けが、次のいずれかに該当する場合には、例外として課税されることとなります。

- ① 土地の貸付けに係る期間が1ヶ月に満たない場合
- ② 駐車場又は駐輪場として地面の整備をしている場合  
この場合の地面の整備には、例えば、駐車場又は駐輪場としての用途に応じた、砂利敷、アスファルト敷、コンクリート敷などの構築物の設置が該当します。
- ③ 駐車場又は駐輪場としてのフェンス、区画割り、建物の設置等をしている場合  
区画割りは、白線引きや縄引きによるものなどが該当します。
- ④ 駐車場又は駐輪場として管理している場合  
入出庫の誘導、整列などの管理が行われている場合です。

ご質問の場合は、空地を線引きで区画割りされるとのことですので、上記③に該当し、消費税が課されることとなります。

